

●香川県告示第138号

香川県営住宅条例施行規則（昭和39年香川県規則第30号）第14条第2項の規定に基づき、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号に規定する数値を次のとおり定め、平成28年4月1日から施行する。

平成25年香川県告示第17号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定）は、平成28年3月31日限り廃止する。

平成28年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

団地名	公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値		
天神前	4階にあるもの		0.74
	1階、2階又は3階にあるもの		0.77
昭和	4階にあるもの		0.74
	1階、2階又は3階にあるもの	浴槽のあるもの	0.78
		浴槽のないもの	0.77
松島	4階にあるもの		0.72
	1階、2階又は3階にあるもの	浴槽のあるもの	0.76
		浴槽のないもの	0.75
勅使			0.75
上天神	公共下水道が整備されているもの		0.74
	公共下水道が整備されていないもの		0.73
太田	4階又は5階にあるもの	浴槽のあるもの	0.73
		浴槽のないもの	0.72
	1階、2階又は3階にあるもの	浴槽のあるもの	0.76
		浴槽のないもの	0.75
屋島	浴槽のあるもの		0.76
	浴槽のないもの		0.75
札幌	4階又は5階にあるもの		0.78
	1階、2階又は3階にあるもの		0.81
一宮	4階にあるもの		0.72
	1階、2階又は3階にあるもの	給湯器（3点給湯設備に限る。）のあるもの	0.80
		給湯器（3点給湯設備を除く。）のあるもの	0.77
		浴槽のあるもの（給湯器のあるものを除く。）	0.75
浴槽のないもの		0.74	
高松元山	エレベーターのない住棟の4階又は5階にあるもの		0.76
	エレベーターのある住棟又はエレベーターのない住棟の1階、2階若しくは3階にあるもの	給湯器のあるもの	0.81
		給湯器のないもの	0.79
木太川西	エレベーターのない住棟の4階又は5階にあるもの	浴槽のあるもの	0.73
		浴槽のないもの	0.72

	エレベーターのある住棟又はエレベーターのない住棟の1階、2階若しくは3階にあるもの	給湯器のあるもの	0.81
		浴槽のあるもの（給湯器のあるものを除く。）	0.76
		浴槽のないもの	0.75
西春日	エレベーターのない住棟の4階又は5階にあるもの	給湯器及び浴槽のあるもの	0.74
		給湯器及び浴槽のないもの	0.71
	エレベーターのある住棟又はエレベーターのない住棟の1階、2階若しくは3階にあるもの	給湯器（3点給湯設備に限る。）のあるもの	0.80
		給湯器（3点給湯設備を除く。）のあるもの	0.77
		浴槽のあるもの（給湯器のあるものを除く。）	0.75
		浴槽のないもの	0.74
屋島西	4階にあるもの	給湯器のあるもの	0.75
		浴槽のあるもの（給湯器のあるものを除く。）	0.73
		浴槽のないもの	0.72
	1階、2階又は3階にあるもの	給湯器（3点給湯設備に限る。）のあるもの	0.81
		給湯器（3点給湯設備を除く。）のあるもの	0.78
		浴槽のあるもの（給湯器のあるものを除く。）	0.76
		浴槽のないもの	0.75
	屋島東	4階又は5階にあるもの	浴槽のあるもの
浴槽のないもの			0.72
1階、2階又は3階にあるもの		浴槽のあるもの	0.76
		浴槽のないもの	0.75
植松	4階にあるもの	給湯器のあるもの	0.74
		給湯器のないもの	0.72
	1階、2階又は3階にあるもの	給湯器のあるもの	0.77
		給湯器のないもの	0.75
丸亀城東	浴槽のあるもの	0.82	
	浴槽のないもの	0.81	
丸亀安達		0.82	
丸亀塩屋		0.80	
坂出府中		0.80	
善通寺		0.83	
常磐	エレベーターのない住棟の4階にあるもの	浴槽のあるもの	0.77
		浴槽のないもの	0.76
	エレベーターのある住棟又はエレベーターのない住棟の1階、2階若しくは3階にあるもの	給湯器のあるもの	0.85
		浴槽のあるもの（給湯器のあるものを除く。）	0.80
		浴槽のないもの	0.79
志度		0.85	
牟礼	エレベーターのない住棟の4階又は5階にあるもの	浴槽のあるもの	0.55
		浴槽のないもの	0.54

	エレベーターのある住棟又	給湯器のあるもの	0.63
	はエレベーターのない住棟	浴槽のあるもの（給湯器のあるものを除く。）	0.58
	の1階、2階若しくは3階にあるもの	浴槽のないもの	0.57
香川	4階にあるもの		0.50
	1階、2階又は3階にあるもの	給湯器のあるもの	0.57
		浴槽のあるもの（給湯器のあるものを除く。）	0.52
		浴槽のないもの	0.51
国分寺	エレベーターのない住棟の4階にあるもの		0.50
	エレベーターのある住棟又はエレベーターのない住棟の1階、2階若しくは3階にあるもの	給湯器のあるもの	0.58
		給湯器のないもの	0.53
飯山	4階にあるもの		0.64
	1階、2階又は3階にあるもの		0.67
宇多津	エレベーターのない住棟の4階にあるもの	浴槽のあるもの	0.76
		浴槽のないもの	0.75
	エレベーターのある住棟又はエレベーターのない住棟の1階、2階若しくは3階にあるもの	給湯器のあるもの	0.84
		浴槽のあるもの（給湯器のあるものを除く。）	0.79
		浴槽のないもの	0.78
新宇多津			0.86
多度津	エレベーターのない住棟の4階にあるもの		0.83
	エレベーターのある住棟又はエレベーターのない住棟の1階、2階若しくは3階にあるもの		0.86